

東京マラソン2018 車いすエリート 募集要項

1. 大会名称 東京マラソン2018（英文名：Tokyo Marathon 2018）
 兼ジャカルタ2018アジア競技大会日本代表選手選考競技会
 兼マラソングランドチャンピオンシップシリーズ2017-2018
 ～東京2020オリンピック日本代表選手選考競技会～
 兼アボット・ワールドマラソンメジャーズシリーズXI
2. 主 催 一般財団法人東京マラソン財団
3. 共 催 公益財団法人日本陸上競技連盟、東京都、フジテレビジョン、産経新聞社、読売新聞社、
 日本テレビ放送網、東京新聞
4. 後 援 スポーツ庁、国土交通省、観光庁、特別区長会、公益財団法人日本体育協会、
 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、
 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟、一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会、
 東京商工会議所、公益社団法人東京都医師会、公益財団法人東京防災救急協会、
 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会、公益社団法人東京都看護協会、
 公益財団法人東京観光財団、東京都町会連合会、東京都商店街振興組合連合会、東京都商店街連合会、
 公益財団法人東京都体育協会、東京都スポーツ推進委員協議会、サンケイスポーツ、夕刊フジ、
 サンケイリビング新聞社、ニッポン放送、フジサンケイビジネスアイ、扶桑社、報知新聞社、ラジオ日本、
 東京中日スポーツ
5. 主 管 公益財団法人東京陸上競技協会
6. 運営協力 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、特定非営利活動法人関東パラ陸上競技協会
7. 特別協賛 東京メトロ
8. 日 程 2018年（平成30年）2月25日（日）9:05 スタート
9. コース 東京マラソンコース（日本陸上競技連盟・IAAF/AIMS公認コース）
 東京都庁～飯田橋～神田～日本橋～浅草雷門～両国～門前仲町～銀座～高輪～日比谷～東京駅前・
 行幸通り
10. 参加資格 (1) 次の①・②・③の条件を満たす競技者
 ① 大会当日(2018年2月25日)現在満19歳以上の者
 ② 2017年度日本パラ陸上競技連盟登録競技者かつ2018年World Para Athletics登録予定者で大会
 当日までに登録を完了し、World Para Athletics国際クラス(T53・T54)を所有している者
 ③ World Para Athletics公認大会で、2015年2月1日以降申込期日までに男子1時間50分以内、
 女子2時間00分以内の公認記録を有する者
 (2) 日本パラ陸上競技連盟が推薦し、大会が招待する国内・国外の競技者
11. 対象クラス T53/T54 (World Para Athletics国際クラスに準ずる。なお、今大会ではクラス分けは行わない。)
12. 競技規則 2016-2017 World Para Athletics競技規則（大会開催日に適用される最新のWorld Para Athletics競技規則）及び本大会規定による。なお、World Para Athleticsの規則により、ドーピング検査を実施する。また、参加する全ての選手にWorld Para Athletics競技規則の広告に関する規程が適用される。
13. 定 員 男女計30人（招待選手含む）
14. 参 加 料 10,800円 ※ 申し込み後の参加取り消しについては返金しない。
15. 参加申込 (1) 期間 2017年12月11日(月)から2018年1月9日(火)17:00必着
 (2) 方法 氏名、フリガナ、生年月日、所属名を記載し、elite2018@tokyo42195.orgへ
 「車いすエリート参加希望」というタイトルで電子メールにより連絡すること。
 追ってエントリーフォームを返信する。

16. 出場者決定 1月25日(木)以降、参加案内、ナンバーカード引換証とともに出場決定通知を送付する。
17. 表彰 「東京マラソン2017 車いすマラソン」の総合成績で男女第1位から第8位を表彰する。
18. 賞金 1位 1,000,000円、2位 500,000円、3位 300,000円、4位 100,000円、5位 80,000円、
6位 60,000円、7位 40,000円、8位 20,000円
世界記録 1,000,000円（男女1位のみ）
日本記録 500,000円（男女国内1位のみ）
大会記録 200,000円（男女1位のみ）
※ 賞金対象は、車いすエリートレースの参加者。
※ 金額はいずれも税込み。
19. 選手受付 2月24日(土) 13:00～16:00 京王プラザホテル
2月25日(日) 6:30～7:00 "
※ エリート選手は、大会前のドーピング検査の対象となる場合があることから、受付は選手本人が行うこと。
20. テクニカルミーティング ※希望者のみ
2月24日(土) 17:00～ 京王プラザホテル
21. 個人情報の取り扱いについて
主催者及び日本パラ陸上競技連盟は個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、主催者の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱う。大会参加者へのサービス向上を目的とし、参加案内、記録通知、関連情報の通知、医療救護、次回大会の案内、大会協賛・協力・関係各団体からのサービス提供、記録発表(ランキング等)に利用する。また、主催者および日本パラ陸上競技連盟もしくは委託先からの申込内容に関する確認連絡をすることがある。
22. その他
- (1) 主催者の責によらない事由で大会を中止した場合、参加料の返金は一切行わない。
 - (2) 主催者による健康検査は行わない。各自の責任において最良の健康状態で参加すること。
 - (3) 競技者が大会参加中に被った傷害または疾病に対しては、応急処置までを行う。
 - (4) ドーピングコントロール
国際陸上競技連盟アンチ・ドーピング規則および規定、もしくは日本アンチ・ドーピング規程に基づいて行われる。尚、本大会の前もしくは後のドーピング検査では、尿又は血液（或いは両方）の採取が行われる。該当者は指示に従って検査を受けること。日本陸上競技連盟に登録していない競技者も同様に従うこと。競技会時、ドーピング検査の対象となった場合、顔写真付きの身分証明書が必要となる。顔写真のついた学生証、社員証、運転免許証、顔写真が鮮明なパスポートコピーなどを持参すること。
 - (5) TUE申請
禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は“治療使用特例(TUE)”の申請を行わなければならない。詳細については、日本陸上競技連盟医事委員会のホームページ(<http://www.jaaf.or.jp/medical/index.html>)、又は日本アンチ・ドーピング機構ホームページ(<http://www.playtruejapan.org/>)を確認すること。
 - (6) 未成年競技者親権者からのドーピング検査に対する同意書の取得
2015年1月1日より、世界アンチ・ドーピング規程、国際基準、及び日本アンチ・ドーピング規程が改定され、未成年（20歳未満）競技者が競技会に参加する際、親権者からドーピング検査に関する同意書を取得する事が必要となる。
 - ①本大会に参加する未成年者は、同意書を熟読し、署名、捺印の上、同意書の原本を大会に持参し、携帯すること。同意書は<http://www.jaaf.or.jp/pdf/doisho.pdf>からダウンロード出来る。
 - ②未成年競技者はドーピング検査に指名された時に、原本をドーピング検査室にてNFR（大会医事代表）に提出すること。提出は未成年時に1回のみで、同意書の提出後に再びドーピング検査に指名された場合は、すでに原本を提出済みである事をNFRに申し出ること。会場において、原本の提出がなくとも、検査は行われるが、検査後7日以内に日本陸連事務局に原本を提出すること。
 - (7) 大会出場中の映像・写真、記事、記録等のテレビ、新聞、雑誌、インターネット等への掲載権は主催者に属するものとする。
 - (8) 賞金の支払い方法等は、別途定める支払規定による。
 - (8) 本大会は国内の関連するすべての法令を遵守し実施する。

東京マラソン2018 車いすレース 競技規則

1. 本大会は、2018-2019 World Para Athletics 競技規則（大会開催日に適用となる最新の World Para Athletics*競技規則）及び大会規定により実施する。
2. 全ての選手は、衣類及び車いすについて、World Para Athletics 競技規則の広告に関する規程を遵守しなければならない。
3. 競技者は、スタートラインからフィニッシュラインまで、コース内の決められた走路を走行する。
4. 本大会では、性別の異なる選手の背後を5m以内の距離で追走する行為（ドラフトィング）を禁止する。
5. 競技者が走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
6. 競技者は、ヘルメットを着用しなければならない。
7. 競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員による介助のみ受けられる。ただし、競技者に有利になるような介助は受けてはならない。競技役員以外の者から助力を受けた場合は、失格とすることがある。
8. 競技中における車いす修理の援助は、競技役員にかぎり許可する。
9. 競技者は、走行中、医師及び競技役員から競技中止を命ぜられたときは、直ちに競技を中止しなければならない。
10. 競技者は、競技役員及び警察官の指示に従わなければならない。
11. 競技者は競技中、下肢のいかなる部分も地面またはトラックに接触しないようにしなくてはならない。
12. クラスについては、別紙の国際クラス分け表による。
13. 本大会では、ドーピング検査を実施する。
14. 関門の制限時間を次のとおり設ける。

5.6km 地点	20分00秒
9.9km 地点	35分00秒 ※
14.6km 地点	45分00秒
30.1km 地点	1時間35分00秒
39.8km 地点	2時間00分00秒
フィニッシュ地点	2時間10分00秒

※ 9.9Kmは、車いす10Kmレース制限時間。車いすマラソンもこの時間を超えてレース続行できない。
15. 給水所を次の通り設ける。

5km、7km、10km、12km、15km、17km、22km、25km、27km、30km、32km、35km、38km、40km地点付近
※ 詳細は、オフィシャルプログラムに記載する。
16. 車いすについては、次のとおりとする。
 - (1) 車いすは最低でも2つの大きな車輪と1つの小さな車輪から成るものとし、小さな車輪は、車いすの前方になければならない。
 - (2) 車いすのフレームのいかなる部分も前輪の車軸を超えて前方に突き出していくはならず、また2つの後輪の車軸を結んだ幅より広く突き出していくはならない。車いす本体の地面からの高さは最高50cmとする。
 - (3) 車いすのいかなる部分も後輪の最後部を結んだ垂直面から後方に突き出していくはならない。
 - (4) 後輪、前輪の直径は十分に空気を入れたタイヤを含んで、後輪70cm・前輪50cmを超えてはならない。
 - (5) 各大輪には平らで円形のパッショリムをただ1つ付けることができる。
 - (6) 電動車いすおよび車いすを推進するいかなる機械的ギアやレバーを取り付けた車いすを使用してはならない。
 - (7) ミラーの使用を禁止する。
 - (8) 機械的操縦装置は腕で操作するもののみ認められる。
 - (9) 競技者は前輪を手動で左右に動かすことができなければならない。
 - (10) フェアリングの使用または空気力学的な能力を向上させるように特別に設計された車いすやそれに類似した装置の使用は禁止する。
 - (11) 車いすは招集場で測定され、競技開始前にその場を離れることはできない。いったん検査を受けた車いすであっても、競技開始前または終了後に競技役員が再検査することがある。
 - (12) 前述の全ての規則に従うのは競技者の責任であり、いかなる競技も競技者が車いすを調整するために遅れることがあつてはならない。

【別紙】国際クラス分け表

T53

このクラスの選手は、正常な上肢機能を持ち、腹筋または下部の背筋は機能しない。腹筋の機能を補うために、体幹を水平に近づけるといった様々なテクニックを用いる。一般的に加速の時には、体幹を下方に保持しておこたための腹筋の機能がないため体幹は膝から離れて起きる；駆動中、下方への自動的な体幹の運動はみられない。大抵の場合、代償機能を調整するために駆動サイクルは制限される。脊髄損傷の神経残存レベル T1-7 と同等の活動制限がある。

T54

このクラスの選手は、正常な上肢筋力をもち、体幹をコントロールする能力は部分的なものから正常までの幅を持っている。このグループの選手の中には有効な下肢の筋力を持っている選手もいることがある。リムに駆動の力が加えられた時に、体幹を下方に保持するための正常な体幹コントロールができる。大抵の場合、駆動時のサイクルはスムーズである。

車いす上で身体を起き上がり、回旋する筋力を加えることによって車いすの方向転換をすることができる。
脊髄損傷の神経残存レベル T8-S4 レベルと同等の活動制限がある。

(※) 上記は、IPC Athletics Classification Rules and Regulations 2016.1.4 改定版【日本語翻訳版】から抜粋したものであり内容が一部異なる場合があります。

詳しくは、日本パラ陸上競技連盟ホームページにて最新版をご参照ください。

<https://jaafd.org/sports/basic-knowledge#rule>